

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成21年10月9日付けで提起した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

新潟市長（以下「処分庁」という。）が平成21年8月11日付け新西健第2188号により行った、費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

不 服 の 要 旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成21年8月11日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものであり、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 保護開始以前の年金を遡って返還することは納得できない。

裁 決 の 理 由

1 処分庁の弁明

本件審査請求の棄却を求めるものであり、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 年金については、裁定請求の有無にかかわらず年金支給事由が生じた日に当然受給権が生じており、法63条の対象となる資力が発生していたものとして取り扱うことが適当である。
- (2) 年金受給権発生時点から保護開始時点までの遡及年金を返還対象からはずすことは、資力を利用すれば保護を要しなかった者までを国や地方公共団体が費用負担することとなり、法第4条の保護の補足性や同条第3項の急迫保護の趣旨からはずれ、納税者の理解を得られるものではない。

2 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は以下のとおりである。

- (1) 年金受給による資力の発生時期は、年金の支給開始日であると考えられることから、保護開始以前の年金を遡って返還することは納得できない。
- (2) 国民健康保険が適用されていれば、医療費の自己負担は3割で済んでいたことから医療費として支給された扶助費全額を返還しなければならないのは納得できない。

3 当事者間の争点

審査請求書、弁明書並びに反論書から本件審査請求の論点を要約すると、次のとおりである。

- (1) 年金が遡及して支給された場合の資力の発生時期はいつか。
- (2) 処分庁が医療費として支弁した扶助費全額が、返還対象となるか。
- (3) 処分庁は、本件処分を行うにあたって、検討すべき事項についてもれなく検討をする等、適正な手続きを経て処分を行っているか。

4 認定事実

当事者の主張及び提出された証拠から、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成21年1月9日から法に基づく保護を受けていたところ、請求人と同一世帯である請求人の妻が障害基礎年金の裁定手続きを行って、平成21年7月15日に平成16年2月から平成21年5月分までの年金4,230,150円の支給を受けた。

なお、本件処分の決定通知書には、遡及年金の支給対象月を平成16年3月から平成21年5月までと記載されているが、証拠として提出された妻あての国民年金裁定通知書によれば、遡及年金の支払い対象月は、平成16年2月から平成21年5月までと認められる。

- (2) 処分庁は、請求人の妻が障害基礎年金を受給したことにより、請求人世帯の最低生活の維持が可能となったことから、平成21年7月1日付けで保護の廃止を行った。
- (3) 処分庁が平成21年1月から同年6月までに支弁した保護費は668,818円であり、その内訳は、生活扶助531,020円、医療扶助137,798円である。

なお、本件処分の決定通知書において、扶助費支給額の対象月が平成21年2月から同年6月と記載されているのは、1月分の保護費が2月に支給されたためと判断される。

- (4) 処分庁は、平成16年2月から平成21年5月までの障害基礎年金遡及支給額である4,230,150円を返還対象額と認定し、平成21年1月から同年6月までの支給済扶助費668,818円と比較して、支給済扶助費が返還対象額を下回っているため、支給済扶助費相当額である668,818円を費用返還額として決定し、平成21年8月11日付けで通知した。

なお、同通知書に自立更生計画額（世帯の自立更生に充てる額。以下「自立更生額」という。）の決定理由は記載されていない。

- (5) 処分庁から提出された証拠から、本件処分を決定するにあたり、自立更生額認定の可否について検討した経過はないと認められる。

5 審査庁の判断

(1) 費用返還決定について

処分庁が、平成21年8月11日付けで行った費用返還決定は、上記認定事実のとおり、年金を法第63条に定める資力と認定した上で、同条の規定により行ったものである

法第63条は、被保護者が急迫の場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めている。この資力とは、法第4条に定める利用し得る資産、能力その他あらゆるものを含むものとしている。

本件の場合、処分庁は、請求人の妻が平成21年7月15日に受給した平成16年2月から平成21年5月までの年金を請求人世帯の資力と認定したものであり、これは法第4条に定める資産等の範囲に含まれるものであるから、法第63条の規定に基づき、費用返還決定を行ったことは妥当である。

(2) 返還対象額について

処分庁は、請求人の妻が受給した年金4,230,150円（支払対象月：平成16年2月から平成21年5月まで）を返還対象額として決定している。

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、障害基礎年金が遡及して支給された場合の資力の発生時期は、年金受給権が生じた日とされている（生活保護手帳 別冊問答集 2010 問13-6）ことから、処分庁が行った返還対象額の認定は適正であると認められる。

(3) 支給済扶助費について

処分庁は、本件処分にあたり、支弁した医療費137,798円を含めて、支給済扶助費を認定している。

請求人は、反論書において「仮に国民健康保険が適用されていたなら、自己負担は3割で済んでいたのであるから、医療費として支弁した保護費全額を返還の対象とすることは納得いかない。」と主張するが、請求人世帯が保護を受けていた期間について、請求人世帯は国民健康保険には加入しておらず、処分庁が医療費全額を支弁していたのであるから、法第63条の適用にあたって、支弁した医療費全額を支給済扶助費に含めることは適正であり、請求人の主張には理由がないと考える。

(4) 費用返還額の決定について

費用返還額の決定にあたっては、保護の実施機関が、世帯の今後の生活設計等から判断して自立更生に充てるための額として承認した額については、本来の返還額から控除して返還額を決定することができるものとされている。

処分庁から提出された証拠からは、自立更生額認定の可否について必要な検討を行った経過が認められないことから、検討すべき事項について必要な検討を経ずに行われた本件処分は適正なものとは認められない。

(5) 返還決定通知書における理由の附記について

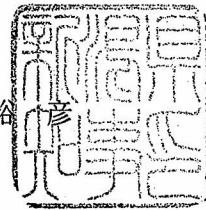
行政処分の決定通知書には、決定の理由を附さなければならず、その理由は、どのような事実と法的理由により当該処分が行われたのか、処分の相手方が十分了知できる程度に示すことが必要であるところ、返還額決定通知書に自立更生額を認めないと決定した理由を附記していないことから、本件処分は、適法とは認められない。

6 結論

以上のことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年11月8日

新潟県知事 泉 田 裕



(付記)

- 1 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（裁決についての再審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの裁決についての取消しの訴えを提起することができます。